

## 省エネ住宅ポイント 申請受付終了日の取扱いについて

平成27年3月10日より申請の受付を行っております省エネ住宅ポイントは、予算額に達し次第、受付を終了することとしており、終了日の取扱いについて、以下の通りとします。

## (1) 申請期間の最終日について

申請の受付は、概ね予算額に達した日を『申請期間の最終日』とし、当日分の受付分をもって終了します。

申請の受付を終了した場合、速やかに省エネ住宅ポイント事務局（以下、「事務局」）のホームページ（ホームページはすでに閉鎖されています。）で公表します。  
なお、申請内容の集計のため、申請受付の終了の公表は深夜になることがあります。

- ※ 申請の終了日の目安となるよう、予算に対する申請の実施率を事務局のホームページで公表しています。
- ※ 最終日に受付を行った申請は、一定割合減算したポイントが発行される場合があります。

## (2) 申請の提出日について

申請期間の最終日の17時までに提出された申請を、『期間内に提出された申請』として取り扱います。

提出とはそれぞれ以下のことを言います。

- ・窓口申請の場合、受付窓口で申請書類の受け取り（受付証の発行）が行われること
- ・郵送申請の場合、指定する私書箱に到着（必着）し、事務局により引き取りがされること

- ※ 17時以降に受領したものについては、翌日の取り扱いとなるため、当日が最終日となった場合にはポイントは発行できません。
- ※ 郵送申請は消印や発送ではなく、事務局指定の私書箱への必着ですのでご注意ください。
- ※ 郵送申請における書類の到着状況は申請者側で確認出来るよう、必ず、配達記録が残る書留等で郵送してください。
- ※ 申請期間の終了間際は、受付窓口の混雑が予想されます。  
来店にあたっては、予め電話等で営業時間や混雑状況等の確認を行ってください。

### (3) 申請の受付について

提出された書類が以下①～③に該当する場合、当該申請のポイントは発行されません。

- ① 申請期間の最終日の17時以降に提出された
- ② ポイントの発行要件を満たさないことが明らかである
- ③ 書類の不備・不足等により、ポイントの発行要件を満たすことが確認できない

※受付が行われない主な例を「別表1」、「別表2」に記載しております。

※郵送申請では、上記①に該当する場合、申請者または代理申請者に対して、郵送により不受理を通知します。(書類の返却は行いません)

※郵送申請では、上記②③に該当する場合は書類の返却を行います。ただし、書類の返却には一定期間を要するため、提出時期によっては、申請受付の終了後に書類が返却される場合がありますので「申請の手引き」等をよくご確認頂き申請してください。

※受付が行われた申請であっても、別途お知らせする訂正期限までに不備等が解消されない申請は無効となります。

### (4) ポイントの商品交換について

ポイントの商品交換期限は平成28年1月15日（必着）です。

ポイント発行から交換までの期間が限られることから、今後、提出するポイント発行申請は、原則、申請時に商品交換の申請も併せて行ってください。

- ※ 商品交換期限を過ぎると未利用のポイントは交換できず、失効します。
- ※ 申請受付の終了間際に提出された申請で、不備等の訂正がある場合、商品交換の手続き期間が極めて短期間となる場合があるため、併せて商品交換の申請を求める場合があります。
- ※ ポイント数の誤りや商品コードの記入間違い等、商品交換等の申込みが正しく行われていない場合、一部又は全ての商品の交換を行わず、ポイントを発行することがあります。ポイント通知の到着後、速やかに残りのポイントについて交換を行ってください。

## (5) その他注意事項

- 申請受付の終了間際は、ポイント発行や不備等の連絡に通常より時間がかかることがあります。
- 国または事務局（受付窓口を含む）は、以下、①～③により生じる申請者、代理申請者またはその他の者のいかなる費用（申請に必要な証明書類の取得費用を含む）・損害について、その一切の責任を負いません。
  - ①事務局に提出される以前に生じた申請書類の紛失や郵送等による遅延
  - ②提出された書類の不備訂正による審査の長期化、それによる申請の無効やポイントの失効
  - ③商品交換期限または即時交換の完了報告期限に所定の手続きを正しく完了しないことによる発行ポイントの失効
- 予約済の住宅に対するポイント発行申請は、予約通知に記載の期日まで受付けます。
- 即時交換利用者は平成28年2月15日が完了報告期限です。期限までの完了が見込めない場合は速やかに商品交換に変更してください。（事務局までご相談下さい。）

### ◆省エネ住宅ポイント事務局◆

《ホームページ》

ホームページはすでに閉鎖されています。

《お問い合わせ》

**0570-053-666** (IP電話等の方：03-4334-9381)

\*9:00～17:00／土・日・祝日含む

\*通話料がかかります

別表1：受付が行われない主な例《新築》

申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出すべき申請書の全てのページが提出されていない</li> <li>・申請者および契約事業者の記名・押印がない</li> </ul>
工事請負契約書 (注文書・注文請書) ※変更契約を含む 不動産売買契約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類が提出されていない（添付なし）</li> <li>・発注者および契約事業者の記名・押印がない</li> <li>・工事請負契約日（請負日）が確認できない または対象外の日付である</li> </ul> <p>※対象期間外の契約書のみ提出された場合は受付できません また、見積書や領収書等、契約書以外の書類のみ提出された場合も受付できません</p>
確認済証 検査済証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類が提出されていない（添付なし）</li> </ul> <p>※建築確認申請書のみ提出された場合は受付できません</p>
省エネ対象住宅証明書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類が提出されていない（添付なし）</li> </ul> <p>※すべての書類が提出されていない場合も含みます 例)「フラット35S設計検査に係る通知書」のみ提出されており、「設計検査申請書（すべての面）」が提出されていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の構造が「一般」（木造以外）で、対象とならない証明書が添付されている場合は受付できません 例)住宅の構造が「一般」（木造以外）で、「長期優良住宅建築等計画認定通知書」のみ添付されている場合</li> </ul>

※表中に記載している内容は一例です。記載している以外にも、内容により受けられない場合があります。

※即時交換申請は窓口のみで受けます。郵送にて提出した場合、原則受付ができませんのでご注意ください。

別表2：受付が行われない主な例《リフォーム》

申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出すべき申請書の全てのページが提出されていない</li> <li>申請者および契約事業者の記名・押印がない</li> <li>ポイントの記入漏れ</li> </ul>
工事請負契約書 (注文書・注文請書) ※変更契約書含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類が提出されていない（添付なし）</li> <li>発注者および契約事業者の記名・押印がない</li> <li>工事請負契約日（請負日）が確認できない または対象外の日付である</li> </ul> <p>※対象期間外の契約書のみ提出された場合は受付できません また、見積書や領収書等契約書以外の書類のみ提出された場合は受付できません</p>
〈工事完了後申請の場合〉 対象製品を使った工事であることを確認する書類 (性能証明書、対象製品証明書、納品書、耐震改修証明書等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類が提出されていない（添付なし）</li> </ul> <p>※当該書類が1枚も添付されていない場合は受付できません ※添付された当該書類以上のポイントは発行されません。 (申請後の当該書類の追加提出はできません)</p>
〈工事完了前申請の場合〉 リフォーム計画証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類が提出されていない（添付なし）</li> <li>工事施工者の押印がない</li> <li>対象製品の記入漏れ 例) 設備エコ改修（エコ住宅設備を3種類以上設置）のみの申請を行う場合で、エコ住宅設備の対象製品の記入漏れが1種類でもある場合には受付できません</li> </ul>

※表中に記載している内容は一例です。記載している以外にも、内容により受けられない場合があります。

※即時交換申請は窓口のみで受けます。郵送にて提出した場合、原則受付ができませんのでご注意ください。